

子どもを見守り育てるネットワーク活動の連携強化についての関係省庁・団体の意向調査結果

関係省庁							
省庁・団体名	施策(取組)の名称	施策(取組)概要	分類	主な連携先	連携の理由	連携に当たった課題	連携向上策
内閣府	子ども・若者支援地域協議会 設置準備	ニート、ひきこもり等困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワーク(子ども・若者支援地域協議会)づくりの推進	1	文部科学省 児童生徒課 厚生労働省 キャリア形成支援室 社会援護局総務課	子ども・若者支援地域協議会を設置する際に、教育、福祉、雇用等各関連分野との連携の下で形成する必要があるため。	子ども・若者支援地域協議会の設置を積極的に推進すること。	「地域における若者支援のための体制整備モデル事業」や「子ども・若者支援地域協議会の運営方策を考える検討会議」においてより実質的な連携が図られるよう各省と情報共有を密接に行う。
警察庁生活安全局少年課・生活安全企画課	少年非行の防止	全ての都道府県警察に少年サポートセンターを設置し、少年補導職員を中心に、関係機関・団体と緊密に連携しながら、少年相談、街頭補導活動等総合的な少年非行防止対策を推進している。	1 2 3 4 5	学校 教育委員会 児童相談所 少年警察ボランティア	少年非行の防止は、警察のみではなく社会が一体となって取り組むべきものであることから、主な連携先をはじめとする関係機関・団体と連携し、適切な役割分担の下に一体となって推し進める必要があるため。	社会が一体となった少年非行の防止に向けた取組みを促進するために関係機関・団体と連携するに当たっては、連携を実質的かつ有効なものとするとともに、拡充をしていく必要がある。	連携を実質的かつ有効なものするためには、連携する機関・団体がその役割を十分果たせるよう態勢を充実強化する必要があることから、地域の実情に応じた少年サポートセンターの拡充、少年補導職員等の実務能力の向上、スクールサポーター制度の導入促進等を図る。 また、連携を拡充するため、社会に対する情報発信に努める。
	被害少年の支援	犯罪等により被害を受けた少年(被害少年)に対し、関係機関・団体と緊密に連携しながら、少年補導職員等による助言、個々の被害児童の特性に応じたカウンセリング、保護者に対する指導助言等の支援を実施している。	1 3 4 5	学校 教育委員会 児童相談所 少年警察ボランティア 家庭裁判所 医療機関	被害少年の支援は、警察のみではなく主な連携先をはじめとする関係機関・団体が連携して、適切な役割分担の下に一体となって推し進める必要があるため。	被害少年の支援を効果的に行うために関係機関・団体と連携するに当たっては、それぞれの機関が専門的な知識や経験、あるいは権限を最大限に活かし、専門性を発揮できるようにするとともに、情報の共有を、その保全に配慮しつつ徹底する必要がある。	専門的な知識や経験、あるいは権限を最大限に活かし、専門性を発揮できるようにするため、少年補導職員等の能力向上、相談しやすい窓口の整備に努める。 また、児童相談所、医療機関、学校との情報共有を、その保全に配慮しつつ徹底する。
	子どもを犯罪から守るための取組の推進	スクールサポーターの委嘱・派遣等の学校周辺、通学路等の安全対策や防犯教室の開催等被害防止教育の推進、児童や保護者に対し迅速に情報提供を行うための情報発信活動の推進、「子ども110番の家」等のボランティアに対する支援など子どもを犯罪から守るための取組を推進している。	2	学校 教育委員会 防犯ボランティア	子どもを犯罪から守るための取組みは社会が一体となって取り組むべきものであることから、主な連携先をはじめとする関係機関・団体と連携し、適切な役割分担の下に一体となって推し進める必要があるため。	関係機関・団体との連携を実質的かつ有効なものとする必要がある。	関係機関・団体と実質的な連携が図られるよう情報共有を、その保全に配慮しつつ徹底していく。
	少年の立ち直り支援	非行少年等の立ち直りを支援するため、関係機関等と連携し、社会参加活動等を通じた居場所づくり活動を推進する。	2 3 4	学校 教育委員会 児童相談所 少年警察ボランティア 保護観察所 家庭裁判所	非行少年等に社会参加活動等を体験させることによりその居場所をつくるためには、警察のみではなく、主な連携先をはじめとする関係機関・団体と連携し、一体となって推し進める必要があるため。	連携を実質的かつ有効なものとするとともに、拡充をしていく必要がある。	地域の実情に応じた少年サポートセンターの拡充、少年補導職員等の実務能力の向上、スクールサポーター制度の導入促進等を図る。 また、連携を拡充するため、社会に対する情報発信に努める。
法務省矯正局 少年矯正課	一般少年鑑別	少年鑑別所は、非行を犯した少年を收容し、心身の鑑別を実施するほか、「一般少年鑑別」として、子どもの問題で悩む地域住民、公私の団体等から相談を受け付けている。	1	警察署 (少年サポートセンター) 児童相談所 精神保健福祉センター等	一般少年鑑別を実施する中で、依頼者、依頼理由・内容等が、一般少年鑑別の基本方針に該当しないものの、専門的な指導・助言が必要と認められる場合があるため。	他の相談機関による指導・助言を受けている対象者若しくは依頼者、又は依頼者等が現在指導・助言を受けている相談機関から、当該相談機関と協力・協調して対応することの要望があった場合の対応について	個人情報共有のために必要な手続を執った上で、当該相談機関との間で、それぞれが対応する依頼内容、実施方法等について協議し、協力する。
法務省保護局 更生保護振興課	中学生サポート・アクションプラン	問題を抱えた個々の少年を支援するため、学校連携担当保護司を配置し、非行防止教室の実施、サポートチームへの参画、保護者への働き掛け、生徒指導担当教師との協議など、保護司(会)と中学校との連携を進めている。	2 4 5	文部科学省 各教育委員会 各中学校	特に中学校においては、依然として問題行動が深刻な状況にあることから、次代を担う中学生の健全な育成を図るため、非行問題に関する豊富な知識、経験を有する保護司と中学校等が連携するもの。	学校によっては、未だ保護司(会)が連携することに消極的なところもある。	様々な機会をとらえて、保護司や更生保護の取組について説明、理解が得られるよう努める。

省庁・団体名	施策(取組)の名称	施策(取組)概要	分類	主な連携先	連携の理由	連携に当たった課題	連携向上策
法務省人権擁護局調査救済課	子どもの人権110番及び同強化週間	全国50の法務局・地方法務局に専用相談電話「子どもの人権110番（フリーダイヤル）」を開設している。また、平日の相談時間を延長し、休日にも相談に応じる全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を年1回実施している。	1	全国人権擁護委員連合会	全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法に基づき、法務大臣が委嘱した民間のボランティアである人権擁護委員によって構成されており、同じ法務省の人権擁護機関として、官民一体となって人権擁護活動をする必要があるため。	約14,000人の人権擁護委員が全国のすべての市町村に配置されているが、その活動が広く国民に周知されているとは言えないことから、当該施策を充実させるため、併せて人権擁護委員の周知を図る必要がある。	関係機関の協力のもと、広報・周知を強化することで、子どもたちに当該施策を定着させる。
	子どもの人権SOSミニレター	全国の小中学校の全児童・生徒を対象に、便せん兼封筒のSOSミニレターを配布し、いじめや虐待等の人権侵害について、親や学校の先生など身近な人にも相談できずに悩んでいる子どもたちからの相談に応じている。	1	全国人権擁護委員連合会 文部科学省児童生徒課 教育委員会 小中学校	SOSミニレターは、学校を通じて配布していることから、学校関係者の理解と協力が不可欠であるため。全国人権擁護委員連合会については上記のとおり。	SOSミニレターの配布は、左記のとおり、学校を通じて行っていることから、SOSミニレターの配布を受ける子どもたちに、この取組の趣旨を十分に伝えることが課題となっている。	SOSミニレターを子どもたちに直接配布していただく全国の小中学校の教職員等の関係者の更なるご協力のもと、子どもたちに当該施策を定着させる。
	インターネット人権相談(SOS-eメール)	法務省のホームページ上に「インターネット人権相談受付窓口(SOS-eメール)」を開設し、パソコンや携帯電話を利用して、相談者が時間を問わずにいつでも人権相談ができる窓口を整備している。	1	全国人権擁護委員連合会	全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法に基づき、法務大臣が委嘱した民間のボランティアである人権擁護委員によって構成されており、同じ法務省の人権擁護機関として、官民一体となって人権擁護活動をする必要があるため。	約14,000人の人権擁護委員が全国のすべての市町村に配置されているが、その活動が広く国民に周知されているとは言えないことから、当該施策を充実させるため、併せて人権擁護委員の周知を図る必要がある。	関係機関の協力のもと、広報・周知を強化することで、子どもたちに当該施策を定着させる。
文部科学省生涯学習政策局社会教育課	放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等に、学校の余裕教室等を活用し、安心・安全な居場所を設け、学習や体験・交流活動等の様々な活動機会を提供する。	2 3 4	NPO法人や民間団体等	プログラム提供や人材支援等、地域の実情に応じて、様々な団体等と連携することにより、子どもたちの活動機会の充実を図るため。	事業の実施主体である自治体や教室とNPO法人、民間団体等が、効果的に連携を図っていくための仕組みや具体的な方法など。	国において全国的な団体等とのネットワークの構築を進めるとともに、効果的な連携事例の情報提供等により、様々なレベルで重層的なネットワークの構築が進むよう働きかける。(全国の行政担当者や活動実践者によるネットワーク構築のための協議会の実施や、優良事例の表彰、事例集の作成、HPによる情報提供等)
	学校支援地域本部事業	地域住民がボランティアとして、学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」を設置し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを支援する。	2	NPO法人や民間団体等	登下校時の見守りパトロールや学習支援など地域の実情に応じてより効果が得られるため。	活動が盛んなNPOや民間団体の有無については地域の実情により異なるため、必ずしも連携が促進されない地域が出てくる可能性がある。	国において全国的な団体等とのネットワークの構築を進めるとともに、効果的な連携事例の情報提供等により、様々なレベルで重層的なネットワークの構築が進むよう働きかける。(全国の行政担当者や活動実践者によるネットワーク構築のための協議会の実施や、優良事例の表彰、HPによる情報提供等)
文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課	学校・家庭・地域の連携協力推進事業(家庭教育支援基盤形成事業)	子育てサポーターリーダーの養成や民生委員等の地域の人材を活用した家庭教育支援チームを組織するなど、持続可能な仕組みをつくり、学校等との連携を図りつつ、親への学習機会の提供や相談対応等を行う取組を支援する。	5	厚生労働省 文部科学省児童生徒課 PTA他関係団体	支援活動には、地域の様々な人材の関わりが重要であり、民生委員・児童委員、主任児童委員、保健師、臨床心理士、SC、SSW、元教職員、PTA等の人材や、学校、学童保育、適応指導教室、児童相談所等との連携が必要。なお民生委員・児童委員、主任児童委員との連携については、厚生労働省との連名通知を发出済。	地域独自の取組として、左記人材・団体等とも連携して支援活動を展開しているが、団体レベルでの連携や取組の周知が十分に図れていない。	内閣府等と連携して全国家庭教育支援研究協議会等を開催し、PTA等関連団体に参加を呼びかけるとともに本研究協議等を通じて取組の周知や普及啓発、連携の促進を図る。
	全国家庭教育支援研究協議会の開催	地域住民、学校、行政、NPO、企業等による社会全体での家庭教育支援の活性化を図るため、効果的な取組事例集等を活用した全国的な研究協議を行う。	5	内閣府 厚生労働省 日本PTA全国協議会等	内閣府の推進する「家族・地域のきずなを再生する国民運動」や厚生労働省の児童虐待防止の取組等と連携して行うことが効果的であるため。	学校、行政、子育て・家庭教育に関わる地域人材、NPO、企業等から参加を求め、「地域人材と行政・NPO等の協働のあり方」や「教育と福祉の連携方策」等について協議を行う予定だが、多角的な参画・対等な協議を得るための周知や連携が十分でない。	内閣府等と連携して全国家庭教育支援研究協議会等を開催し、PTA等関連団体に参加を呼びかけるとともに本研究協議等を通じて取組の周知や普及啓発、連携の促進を図る。

省庁・団体名	施策(取組)の名称	施策(取組)概要	分類	主な連携先	連携の理由	連携に当たった課題	連携向上策
文部科学省 初等中等教育 局児童生徒課	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等による教育相談体制の充実	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員等の配置等について、自治体の取組に対する支援を行う。	1	教育委員会 日本臨床心理士会 スクールカウンセラー ング推進協議会等	教育相談を必要とする児童生徒が適切な教育相談を受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など教育相談体制の整備のために、専門性のある人材を学校や市町村に配置するため、事業実施主体である教育委員会や教育相談について専門性を持つ関係団体との連携が必要である。	より効果的にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するため、各自治体の取組について情報を共有し、地域の実情に応じた取組を推進・充実させることが必要である。	教育相談体制を充実させるため、教育委員会や関係団体との連携を密にし、効果的な取組等について情報収集を行い、活動事例集の配布や教育委員会の担当者会議等を通じた情報提供により、取組の普及・充実を図る。
	24時間いじめ相談ダイヤルの設置	子どもたちが全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでもいじめ等の悩みをより簡単に相談することができるよう、全都道府県及び指定都市教育委員会で設置しているいじめ相談ダイヤルに対して支援を行う。	1	教育委員会 等	24時間いじめ相談ダイヤルが、子どもたちを守るセーフティネットとして重要な役割を果たしており、子どもの問題解決のためには、学校や関係機関と協力して対応できる教育委員会と連携する必要があるため。	各自治体での電話相談の取組について、各教育委員会間で情報交換や情報を共有する機会を積極的に持つ必要がある。	相談体制や相談ダイヤルの周知方法等、各教育委員会での取組について情報収集を行うとともに、教育委員会の担当者会議等を活用して啓発を行う。
	いじめ・不登校等への対応	いじめ、不登校等の課題について、学校・教育委員会と関係機関、家庭、地域が連携した対応等について学校・教育委員会に通知するとともに、外部機関との連携協力、専門的人材の活用、対応プログラムの開発等の様々なアプローチによる各自治体等の先進的な取組について支援し、その成果の普及を図っている。	2 3 4	教育委員会 教育支援センター NPO団体等	いじめ、不登校等生徒指導上の諸問題について各自治体等が自主的に課題設定したのに対して、国として、成果が見込まれるものを採択することで、その有効性を検証し、その成果を普及することが必要であるため。	各自治体の取組について、これまでの成果や課題について知見を共有し、取組の普及・改善等につなげていく必要がある。	全国協議会等を通じた、教育委員会等に対する先進事例の提供により、情報共有を促進し、成果の普及を図る。
	児童虐待の防止・早期発見	学校・教育委員会等に対し、児童相談所への通告義務や児童虐待への適切な対応等について周知するとともに、学校等における児童虐待の防止、対応の充実を図るための研修教材を作成し配布している。また、平成22年3月には、児童相談所等への定期的な情報提供の指針を示すとともに、的確な対応について通知し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を促し、学校等と児童相談所等の連携の強化を図っている。	2 3	教育委員会 厚生労働省 児童相談所 等	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応等には、関係機関が情報を共有し、適切な連携の下で対応することが有効であるため。	関係機関との連携を十分に機能させるために、連携の重要性や方策等について周知を徹底する必要がある。	教育委員会等において、関係機関と連携した児童虐待問題に対応する研修の充実を図り、地方公共団体が設置する要保護児童対策地域協議会へ積極的に参画するなどして関係機関との連携・協力を図る。 指針に基づく協定の締結状況等について調査を行う。
	非行防止教室の実施の促進	警察庁と共同で非行防止教室についてプログラム事例集や教師用指導資料を作成し、非行防止教室の推進を通じた児童生徒の規範意識の育成を促している。	2	教育委員会 警察庁 等	児童生徒の規範意識や危機回避能力の育成、非行防止対策の促進のためには、学校が警察等関係機関と連携し、非行防止教室等の実施の促進を図るとともに、非行防止教室等を通じて生徒指導の一層の充実を図ることが必要であるため。	非行防止教室等の取組を促進させるため、警察等関係機関との連携強化等について、周知を徹底する必要がある。	都道府県教育委員会等の生徒指導担当者を集める会議において、非行防止教室等の実施の促進や充実、教育委員会、学校等と警察等関係機関との連携強化を周知する。
	体験活動の推進	児童の豊かな人間性や社会性を育むために小学校で3泊4日以上の自然の中での集団宿泊活動を推進する取組を支援する。	2 4	教育委員会 農林水産省 総務省 等	総務省、文部科学省、農林水産省の3省が連携して実施する「子ども農山漁村交流プロジェクト」として自然体験活動等を行う小学校の取組に対して補助を行うため。	体験活動の充実を図るため、体験活動プログラムの情報共有や教育効果等の調査研究を学校と受入れ地域が共同して取り組む。	各省との連携を密にするとともに、体験活動による児童への教育効果について調査・分析し、その結果を教育委員会や学校現場等に周知することで、体験活動のより充実した展開を推進する。
文部科学省 スポーツ青少年局健康 教育課	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	スクールガード・リーダーの巡回による、学校や学校安全ボランティアに対する警備のポイント等の指導、学校安全ボランティアの養成のほか、各地域における子どもの見守り活動に対する支援を行う。	2	当該地域の警察 自治会 ボランティア団体等	〈警察〉スクールガード・リーダーの人材を確保するための警察官OBの紹介、スクールガード・リーダーの育成や学校安全ボランティア(スクールガード)の養成等への協力が必要である。 〈自治会、ボランティア団体等〉通学路を含めた学校における子どもの安全確保の取組において、学校安全ボランティア(スクールガード)等の参加が必要である。	スクールガード・リーダーの継続的な確保	都道府県教育委員会等に対する先進的な事例の提供等を通じて、連携向上の促進を図る。

省庁・団体名	施策(取組)の名称	施策(取組)概要	分類	主な連携先	連携の理由	連携に当たった課題	連携向上策
	子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業	各診療科の専門医等を学校等に派遣し、専門家による教職員への指導助言、講話や講演、児童生徒や保護者への健康相談等を行う。	1	地元の医師会等	学校等に専門医等を派遣するに当たって地元の医師会等の協力を得ることは不可欠である。	行政刷新会議WG「事業仕分け」において「国として事業を行わない。」と評価されたこと等を踏まえ、平成22年度予算額を縮減して実施し、段階的に廃止することとしており、今後の財源確保が課題。	平成23年度以降の概算要求においては、補助金化することにより地方財源を活用することなどを検討することとしている。
文部科学省 スポーツ青少年局青少年課	青少年の体験活動の推進	子どもたちの社会性や豊かな人間性の育成を図るため、自然体験など多様な体験活動を推進する。	2 3 4	社団法人中央青少年団体連絡協議会 NPO法人自然体験活動推進協議会 独立行政法人国立青少年教育振興機構 社団法人全国青少年教育施設協議会	全国で多様な体験活動を推進するために、全国規模の青少年教育関係団体と連携している。	青少年教育関係団体の会員数が減少傾向にあるため、青少年教育関係団体の活性化が必要。	青少年教育関係団体が実施する体験活動の教育効果を調査、分析し、その結果を広く家庭や社会に発信し、普及啓発を図る。
	青少年を取り巻く有害環境対策の推進	青少年がインターネットを適切に活用できるよう、有害環境から子どもたちを守るための推進体制を構築し、青少年が安心してインターネットを利用できる環境を整備する。	2 3 5	社団法人日本PTA全国協議会 社団法人全国高等学校PTA連合会 社団法人中央青少年団体連絡協議会 社団法人全国少年警察ボランティア協会 全国都道府県教育委員会連合会 全国市町村教育委員会連合会 全国連合小学校長会 全日本中学校長会 全国高等学校長協会 社団法人電気通信事業者協会 財団法人マルチメディア振興センター 財団法人インターネット協会 内閣府青少年インターネット環境整備推進室 総務省電気通信事業部消費者行政課 経済産業省情報経済課 警察庁情報技術犯罪対策課・少年課	関係業界・団体や行政等で個別に行われている取り組みを有機的に連携させ、より効果的な取り組みを進める。	全国団体だけでなく、各地域における関係業界・団体・行政等の連携促進が必要。	各地域における関係業界・団体・行政等が連携し、有害環境から子どもたちを守るための推進体制を構築する取組を支援する。
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課 育成環境課	児童相談所全国共通ダイヤル	全国共通の番号により管轄の児童相談所に電話を転送する「児童相談所全国共通ダイヤル」により相談に応じるとともに、本ダイヤルの周知啓発を図り、子どもの最善の利益を考慮した援助を行う児童相談所の相談援助活動の推進を図る。	1	警察 学校 教育委員会 放課後児童クラブ 地域子育て支援拠点 児童館 保育所 等	相談者の利便性向上のため、どこの地域に居ても、共通の電話番号によって近くの相談窓口で電話が繋がる仕組みとして、成21年10月より導入された「児童相談所全国共通ダイヤル」について、周知啓発を図る上で関係機関等との連携が必要である。	児童虐待による死亡事例の中には、近隣の方等が虐待の疑いを持っていたにも関わらず、残念ながら児童相談所等の関係機関に通告がなかったケースが散見されるため、児童相談所全国共通ダイヤルの周知を図ることが必要。	児童虐待に係る現状の課題や本ダイヤルの仕組み・有用性について関係機関にも協力を求めながら普及を進めることが必要。
	児童家庭相談援助活動	市区町村相談窓口と適切な役割分担・連携を図りつつ、児童相談所において、子ども本人や家庭その他からの相談に応じ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行う。	1 2 3 5	警察 学校 教育委員会 等	児童や保護者等からの相談に応じ、子どもの最善の利益を考慮した援助を行うため、教育や警察等関係機関との連携が必要となる。	非行、虐待、不登校に対する対応など、関係機関と円滑に連携が図れるかが課題である。	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るなどにより、関係機関の連携向上を図っていくことが必要である。

省庁・団体名	施策(取組)の名称	施策(取組)概要	分類	主な連携先	連携の理由	連携に当たった課題	連携向上策
	要保護児童対策地域協議会 (子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図り、児童虐待防止対策の推進を図る。	2	警察 学校 教育委員会 ボランティア 民生委員・児童委員 等	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)については、平成21年4月1日現在、97.6%の市町村で設置(虐待防止ネットワーク含む。)されているが、関係機関との連携など更なる機能強化を図っていく必要がある。	ネットワークの調整機関への専門職員(コーディネーター)の配置促進やネットワークを活用した適切な援助を行うため、関係機関の更なる連携強化が必要。	コーディネーターやネットワーク構成員の専門性強化や、構成機関の連携強化を図るためコーディネーターの研修などを実施していく。
	放課後児童クラブの推進	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブを推進	1 2 3 4 5	小学校 放課後子ども教室 児童館 保育所 児童相談所 等	放課後児童クラブは、小学生を対象としており、またクラブの実施場所として半数近くが小学校施設を利用していることから、文部科学省(小学校・放課後子ども教室)との連携が重要である。	原則として、すべての小学校区において、文部科学省の放課後子ども子ども教室と厚生労働省の放課後児童クラブを一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)の推進が課題となっている。	「子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)」において、「放課後子どもプラン」の推進を盛り込んだところ。
	児童館における児童健全育成対策の推進	児童館において、児童の健全な遊び場の確保等の児童健全育成施策を推進	1 2 3 4 5	放課後児童クラブ 地域子育て支援拠点 事業 母親クラブ 小中高等学校 児童委員 等	児童館は、乳幼児から中高校生の児童を対象としており、地域における児童の健全育成及び子育て支援の拠点として様々な機関との連携が必要である。	児童館は、乳幼児から中高校生の児童を対象としており、地域における児童の健全育成及び子育て支援の拠点として様々な機関との一層の連携が必要とされている。	研修等により、児童館職員の意識啓発を図り、情報発信、情報共有等の一層の推進を図る。
	母親クラブ等の支援	子どもを事故や犯罪から守るための活動等を地域で実施する自主的グループ(母親クラブ等)を支援	1 2 3 4 5	小学校 児童館 等	母親クラブは、小学校の登下校時や公園において、子どもを事故等から守るための活動を行っていることから、小学校等との連携が重要である。	母親クラブは、小学校の登下校時や公園において、子どもを事故等から守るための活動を行っていることから、小学校等との一層の連携が必要である。	研修等により、母親クラブにおける指導者等の意識啓発を図り、情報発信、情報共有等の一層の推進を図る。

子どもを見守り育てるネットワーク活動の連携強化についての関係省庁・団体の意向調査結果

関係団体

省庁・団体名	施策(取組)の名称	施策(取組)概要	分類	主な連携先	連携の理由	連携に当たっての課題	連携向上策
全国保育協議会	保育を通じて子どもの育ちを保障する取り組み	就労家庭等の0歳から就学前の子どもに対し、保育所保育を通じ、子どもが安心・安全に育つ環境と保育（養護と教育）を提供している。	3 5	子育て家庭 市町村行政	子どもの育ちを保障するためには、家庭との連携が不可欠であり、保育所保育指針にも記載されているように「保育所における保育が、保護者との密接な連携のもとで行われることは、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視した保護者支援を進める上で不可欠」なものである。	子育て家庭も多様になってきており、課題を抱える家庭等も増加してきている。子どもと家庭を支えるためには、ソーシャルワーカー的な機能を担うことのできる専門性のある保育士の配置が必要である。また、保育所は11時間等長時間開所しており、長時間保育になっているが、保育士の労働時間は8時間でありシフトを組んで保育を実施することになる。ただし運営費は8時間分の積算になっており、実態との乖離があるため、非正規保育士等で補わざるをえない状況になっている。子どもの育ちを一日の流れで保障していくためにも、保護者との関係作りのためにも、改善が必要である。	専門性のある保育士を配置することを可能とするよう、また保育士の専門性に見合った処遇を可能にするように、運営費も含め、現在の保育所制度を抜本的に拡充すること。
		家庭・保護者との連携による保育の実施と子育て相談の実施					
	就学前と就学後の子どもの育ちをつなぐ取り組み	就学前の子どもの育ちを就学後につなげるために、保幼小連携を行い、共同して地域の子どもの育ちを保障する。	2	幼稚園 小学校 保育所 市町村行政	子どもが地域の中で育つために、就学前と就学後の連携が不可欠であり、育ちをつなげる取り組みが必要。	保育所と小学校の連携は取り組みが始まったばかりであり、まだ連携のあり方も模索中。0歳からの子どもの育ちをどう伝えていくのか、日頃の連携のあり方も含め、今後広げていく必要がある。また、学童保育との連携も必要であるが、保育所実施型の学童保育でない連携ができていないのが現状。	日頃から小学校教師の研修受入や保育所児童の小学校体験等を通じ、子どもの育ちを伝えていくような取り組みを強化する必要がある。
		小学校教師や教員養成課程の実習の受け入れ			子どもの育ちを理解していただくためにも、小学校教師等の実習受け入れが必要であると考えている。		
		発達障害等、配慮の必要な子どもの育ちを支える取り組み			1		
	地域の中で子どもの育ちをともに支える取り組み	・体験学習の受け入れ	2 4 5	民生委員・児童委員 自治会 住民団体 ファミリーサポートセンター 子育て支援団体(NPO等) 母親クラブ 老人クラブ 保健所 市町村行政 など	小学生や中学生の体験学習を受け入れることによって、0歳からの子どもの育ちを理解していただき、将来の親や地域の住民として子どもの育ちに理解をしていただくことができる。	多様な団体と連携を図りながら、保育を通じて子どもの育ちを伝え、地域との連携を行っている。ただし年間を通じて各保育所とも実習や研修等の受け入れが増えているが、そのことに対応できるような保育士配置になっていないため、現場で対応が大変という現状もある。	今以上に連携を図るためには、保育現場にゆとりが必要。
		・ファミリーサポートセンターや児童委員の研修の受け入れ			ファミリーサポートセンターの援助会員や児童委員等の研修を受け入れることによって、保育所における子どもの育ちに理解をしていただくことができ、支援をいただくことができる。		
		・老人クラブ等、地域の団体との交流			老人クラブや地域の住民団体、自治会の方と連携を持つことにより、保育所の子どもたちを地域で支えてともに育てていくことができる。		

省庁・団体名	施策(取組)の名称	施策(取組)概要	分類	主な連携先	連携の理由	連携に当たっての課題	連携向上策
	地域の子育て家庭を支える取り組み	・マイ保育園制度や乳幼児全戸訪問事業等を通じた地域の子育て家庭への支援	2 4 5	民生委員・児童委員 自治会 住民団体 ファミリーサポートセンター 子育て支援団体(NPO等) 母親クラブ 老人クラブ 保健所 市町村行政 など	多様な団体と連携を図りながら、地域で孤立して子育てをしている保護者の子育てを支えている。	地域の特性や団体の性格等により連携のあり方に工夫が必要。	地域の子どもを地域で育てるという発想のもと、今後、より団体等と連携しながら、地域子育て支援を拡充する必要がある。
		・子育て講演会や保育所開放、園庭開放等を通じた地域子育て家庭への子育て支援					
	児童虐待防止に向けた取り組み	児童虐待防止に向けた取組みを行うとともに、被虐待児の保護と要保護対策地域協議会などとの連携を通じた対応を図っている。	2 3	要保護対策地域協議会 児童相談所 民生委員・児童委員 など	保育所は子どもの状態や家庭の状況を把握することができるため、要保護児童等を早期に発見し、連携を図って対応することができる。	専門性のある保育士の配置が不可欠だが、現行では困難。	より要保護対策地域協議会や児童相談所との連携強化が必要。
全国国公立幼稚園長会	調査研究	子どもの心に寄り添い、規範意識の芽生えを培うプログラムに関する調査研究を、全国の保護者、教員、地域関係者に行ったアンケートを基に分析・考察し、報告書にまとめた。	2 5	独立行政法人 福祉医療機構 全国の国公立幼稚園長会 PTA関係者	・助成事業の母体である。	・助成を受けて10年程特別事業を全国展開してきたが、平成22年度は助成が打ち切られた。今後の実施が厳しい状況に追い込まれている。	活用しやすい報告書やリーフレットの作成及び積極的な活用を奨励していく。
	全国ブロックキャンペーン	子どもの心に寄り添い規範意識の芽生えを培うキャンペーン・研修会を全国の7ブロックで実施。親子・教員等の参加を呼びかけ、規範意識の芽生えを意識した実技研修会等を展開した。	2 3 4 5	独立行政法人福祉医療機構 全国の国公立幼稚園長会 PTA関係者	・助成事業の母体である。	・助成がなくなったが全国キャンペーンの意義は大きく、本会独自の事業として継続したいと考えている。しかし予算が厳しい。	全国の各ブロックとの連携を強化し、それぞれの地域に応じたキャンペーン等を継続していく。
全国連合小学校長会	学校教育相談体制の充実	学校・家庭・地域の連携協力推進事業である「スクールカウンセラー等活用事業」の趣旨を踏まえ、校内教育相談体制の充実を図る。	1	文部科学省 日本臨床心理士会 スクールカウンセリング推進協議会	・事業推進の母体である。 ・スクールカウンセラー選択条件の相談をしたい。	・カウンセラーの全校配置 ・カウンセラーの資質	・予算要望、予算獲得の連携体制 ・学校が抱える課題にこたえられるカウンセラーの選定
	放課後子ども教室の推進	放課後や週末等における子どもたちの居場所として、空きスペースとしての活動の場を提供し、協力体制を構築する。	2 3 4	文部科学省 地域ボランティア PTA等 学童保育連絡協議会	・事業推進の母体である。 ・事業推進のため企画運営の中心になっていただく。 ・放課後子どもプランを総体的にとらえる必要。	・学校のかかわり方 ・協力者がいない学校への負担が増大する。	学校を支援する体制の強化
	社会を明るくする運動への参加	社会を明るくする運動の趣旨を踏まえ、作文コンテストの実施や各地での事業等に積極的に参加する。	2	法務省保護局 社会を明るくする運動推進委員会	・事業推進の母体である。 ・中央並びに各都道府県で事業を推進している。	参加組織が広範にわたっていて、テーマは理解できるが統一行動がとりにくい。	国民運動に高めるための施策強化
	調査研究活動・対策活動・広報活動等の推進	学校教育の健全育成にかかわる実態の把握と対応や解決策、未然防止の方策等について調査し、各学校や関係諸機関等に配付し、活用を図る。	1 2 3 4 5	各都道府県小学校長会 各地区教育委員会	連合機関としての組織団体や関係諸機関等の協力の下推進を図る。	「研究紀要」としてまとめ、配付するまでの連携体制はほぼ整っているが、活用体制が確立していない。	「研究紀要」活用方法の具体化
	家庭教育への支援体制づくり	学校と家庭との相互連携の視点から学校教育におけるいろいろな機会をとらえて、相談に応える場や学びの場を設定する。	5	PTA	学校と家庭との連携はPTA活動を主体として進められる。	学校に来ない、心を開かない家庭にこそ支援すべき問題がある。	学校サポート体制づくりと並行して進める。
全日本中学校長会	全日中教育ビジョンへの取組及び調査研究報告書の活用	毎年1回行われる全国研究協議会で実践・研究成果を報告し、全日中教育ビジョン及び調査研究の成果を検証する	2 3	全国連合小学校長会 全国高等学校長協会	小・中・高は子どもの成長過程で接続しており子どもの発達段階を勘案して情報を提供しあい、子どもに対する共通理解を図ると共に、連携して問題を克服していく必要がある。	各団体はそれぞれの活動目的を持ち、計画的に活動しているので、各団体が連携する機会や場が設定しにくい。	年に3回程度、子どもを見守り育てるネットワーク推進会議を開催し、情報交換や連携・協力体制の強化を図る
	全日中教育ビジョン及び調査研究報告書の作成	各都道府県中学校長会の協力を得ながら子どもたちの健全育成に関する問題点と解決策を提案	2	文部科学省児童生徒課	健全育成には子どもを取り巻く環境条件の整備が必要であるが、児童生徒課は全国状況の状況を的確に把握しておりこのような組織との連携は不可欠である。	児童生徒課の内部が細分化されており連絡窓口が分かりにくい。外部との連携を円滑に進めるためには、窓口の一本化を図る必要がある。	年に3回程度、子どもを見守り育てるネットワーク推進会議を開催し、情報交換や連携・協力体制の強化を図る
全国高等学校長協会	生徒指導研究事業	子どもを見守り育てる視点から、今日的な生徒状況を踏まえ生徒指導の在り方を研究する。	2 5	全国高等学校PTA連合会 全日本中学校長会	全国高等学校PTA連合会健全育成委員会と本協会生徒指導研究委員会の研究のまとめを相互に資料提供し、研究活動の参考とする。さらに研究事業の推進のために本協会の研究成果を全日本中学校長会へ資料提供する。	各団体の研究成果はこれまでも公開されているが、相互に活用しうる観点があるかの検討がなされていない。	「見守り育てる」観点からの研究活動が推進されていく中で相互連携の方向性等が模索できると思われる。

省庁・団体名	施策(取組)の名称	施策(取組)概要	分類	主な連携先	連携の理由	連携に当たっての課題	連携向上策
全国定時制 通信制高等 学校長会	調査研究	生徒指導委員会を中心に直近的な課題について調査研究し、全国の会員に情報提供している。近年の研究課題は「特別支援教育の実態」「生徒を蝕むネット・ケイタイ問題への対応」「心の教育について」等である。	2	文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課	教育関係の基本的な施策(基準)は主に国から出されている。各学校は自治体の教育委員会を通じてそのことを周知するが、国と学校現場の生の状況を相互に情報交換することは重要であり校長会はその役目を担っている。	文部科学省の担当部署は多忙である。その上担当係員は少ない。文書、書面での情報交換は可能であるが十分には行き届かない。直接的かつ気楽に情報交換を行える環境が整っていない。	現在は研究大会、研究協議会等行事ごとに対応することが多い。この場合、話題が一方通行になりがちである。そこで年間2、3回の定期的な情報交換会を開催し、お互いが忌憚のない話をする事で意志の疎通を図るようにする。
	生徒生活体験発表大会	現在の定通制生徒は勤労青少年の他、全日制中退者、不登校経験者、外国籍生徒、特別支援教育を必要とする生徒等多様化している。その様な生徒が生活体験を発表することで本人のみでなく、多くの人々の「生きる力」を呼び起こすことができる。	2	文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課 厚生労働省 職業能力開発局 育成支援課 キャリア形成支援室	生徒関係の行事ではあるが、関係省庁や校長会が支援することで、生徒には大きな励みとなり、大会の運営に当たる教職員には服務上の支援体制を整えることが出来る。	文部科学省については当面の課題はない。厚生労働省については定通制生徒の多様化に十分な理解と配慮が行き届いておらず、支援が及び腰である。多忙なこと故に、連携を解消する動きさえある。	この度のネットワーク推進会議には複数の関係省庁が参加し連携体制を図ろうとしている。日常的な教育課題や生徒の問題についても複数の関係省庁と定期的な情報交換会を開催し、意志の疎通を図るようにする。
全国養護教諭 連絡協議会	保健室における健康相談の充実	養護教諭の行う健康相談は心と体の両面に対応するので、日常的・多面的に観察把握することにより、いじめ・虐待の早期発見等子どもの変化に気づきやすい。また、不登校の対応や発達障害の支援も行っている。	1 2 3 4 5	医療機関 児童相談所 警察 他	子どもや保護者への健康相談の内容は、年々深刻化しており、専門機関との連携は必要不可欠である。	各専門機関の役割等がわかりにくい場合があり、連携先を選ぶ際に苦慮することがある。	定期的に情報交換を行う場や時間の設定。
	「健康相談」「児童虐待」「特別支援教育」等の調査研究活動と報告書の発行	養護教諭は保健室を中心に子どもの安心・安全を重視した支援や、子どもや保護者に相談活動を行っている。また、支援の実態やその改善策を図るために、会員(約29,000人)の20%を対象に、毎年調査を実施している。	1 2 3 5	文部科学省 厚生労働省 学校保健会 日本医師会 日本学校歯科医会 日本学校薬剤師会	関係機関との連携は、子どもの置かれている現状把握と改善策を検討する上で不可欠である。	養護教諭が子ども一人ひとりの課題や問題に対応するには、時間的・空間的・能力的に許容量を超えている現状がある。	地域関係機関との情報交換や連携を図る。
	研修会・研究協議会の開催	研修会や研究協議会を開催し、子どもの実態に即した対応のあり方について研鑽を積み、資質の向上を図っている。	1 2 3 5	文部科学省 厚生労働省 学校保健会 日本医師会 日本学校歯科医会 日本学校薬剤師会	関係機関との子どもの健康安全にかかわる会議に積極的に参加し、所属する全国の会員に情報発信をしている。	研修会の開催や研修内容について、理解・協力を求める必要がある。	地域関係機関との情報交換や連携を図る。
全国教育研究 所連盟	教育相談の実施	連盟に加盟する各教育センターは、電話、来所、メール等で教育相談を受け付けている。その相談件数は毎年増加傾向にある。	1 5	児童相談所 警察 民生児童委員 医療機関等	教育相談に来所する児童生徒、その保護者においては、児童相談所等の支援や、これらの機関との情報交換が必要な場合がある。	教育センターと関連機関との具体的な連携の手法は、各地域の実状を踏まえて対応する必要がある。	—
	学校教育相談実技研修会の実施	連盟に加盟する教育センターの教育相談担当者を対象に、連盟として実技研修会を開催している。	1 5	所轄教育委員会	教育センターは教育委員会の所轄機関であり、研修会への参加を含めて、教育センター職員の力量向上のためには、教育委員会との連携が不可欠である。	研修会受講者の満足度は高いが、教育センターの予算削減により受講者が減少傾向にある。このままでは、教育センターの教育相談能力の維持が危ぶまれる。	—
全国適応指導 教室連絡協議会	全適連・フリースクール等 連携事業	全適連とフリースクールとの連携は、行政と地域、民間団体が協力して、学校や地域に子どもたちが安心して過ごせる居場所をつくる活動につながると考える。そこで、第一歩として、「どのようにして連携していくのか?」「どんなことで連携できるのか?」「連携した効果はあるのか?」等を模索していきたい。	3	フリースクール全国 ネットワーク 日本フリースクール 協会	文科省の「不登校への対応の在り方について」の中で、官民の連携ネットワークの推進が提示されている。特に、不登校児童生徒への支援は、民間施設等の取組の成果を踏まえ、連携を図るように述べられており、その観点からもフリースクールとの連携は重要である。	適応指導教室は、心理的な理由によって学校に行きたくても行けない子どもが、早期に学校復帰を目指すところであるのに対して、フリースクールは、不登校の子どもが学校の代わりに通うところであり、目的の違いをどこまで融合して子ども見守り育てられるかが課題である。	お互いの団体の事務局レベルで情報交換会や意見交換会を開き、子どもを見守り育てるために、どのようにして連携を進め、どんなことで連携ができるのか?連携したらどんな効果があるのか?等について話し合いの場を設けることが第一歩の向上策でないかと考える。
	適応指導教室における心理的 援助の整備	全適連と臨床心理士会との連携は、各適応指導教室において、不登校児童生徒の心理的援助をする上で大切であると考え。個に応じた心理的援助の方法等を模索していきたい。	3	日本臨床心理士会	教育相談と適応指導は車の両輪のようなものであり、そのどちらかが欠けても、不登校児童生徒の学校復帰は難しい。そこで、各適応指導教室に臨床心理士を配置し、個に応じた心理的支援をしていただくために連携したい。	予算の関係からなのかもしれないが、全国の適応指導教室には、臨床心理士が配置されていないところがある。	全国の適応指導教室に、是非臨床心理士を配置できるように、連携を深めて行きたい。

省庁・団体名	施策(取組)の名称	施策(取組)概要	分類	主な連携先	連携の理由	連携に当たっての課題	連携向上策
	適応指導教室とスクールカウンセラーとの連携	全適連と日本臨床心理士会やスクールカウンセリング推進協議会との連携は、各適応指導教室と各学校に配置されているスクールカウンセラーとの連携につながる。特に各学校において、保護者が子どものことで抱えている問題を解決することで子どもの居場所づくりに貢献していきたい。	3	日本臨床心理士会 スクールカウンセリング推進協議会	学校及びスクールカウンセラーが不登校児童生徒やその保護者に適応指導教室への通所を勧める時、よりの確な紹介ができる。また、適応指導教室に通所していた児童生徒が、学校復帰する際に、よりよい受け入れの環境を整えられると考える。	互いの業務内容等十分に理解しあい、その特徴を生かし、連携しあうことができるか。さらに、どこまで融合して子ども見守り育てられるかが課題である。	お互いの団体の事務局レベルで情報交換会や意見交換会を開き、子どもを見守り育てるために、どのようにして連携を進め、どんなことで連携ができるのか？連携したらどんな効果があるのか？等について話し合いの場を設けることが第一歩の向上策でないかと考える。
全国児童相談所長会	児童家庭相談援助活動	市区町村相談窓口と適切な役割分担・連携を図りつつ、子ども本人からの相談、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護する	1 2 5	市区町村 (児童家庭相談・母子保健・生活保護部署等) 警察 幼稚園・学校その他教育機関 保育園・児童館・学童クラブ・その他児童福祉施設 児童委員・主任児童委員 家庭裁判所等司法関係者 医療機関 など	子供や家庭をめぐる問題は複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、子供や家庭に対するきめ細かな支援が重要となっている。福祉分野の機関のみならず、子供家庭に関わる機関のネットワークを構築してその活用を図る必要がある。	各関係機関において児童虐待ケースの早期発見、児童相談所等への迅速な通告、見守り体制(家庭支援)等の構築	・各関係機関において職員に対する児童虐待防止対策の意識醸成、通告義務等の周知徹底 ・各関係機関内において「ケースの児童虐待発生リスク要因」を見逃さない仕組みの構築 ・各関係機関内において「児童虐待対策会議(仮称)」(組織としての児童虐待対応の検討会)等の設置
全国学童保育連絡協議会	学童保育での子どもの生活と育ちを充実させる取り組み	働く親を持つ小学生の毎日の生活の場である学童保育が量的にも質的にも拡充されるように、国・自治体・地域・保護者・指導員が連携して、それぞれの役割や責任を果たせるよう、「学童保育のあり方」を確めながら、関係を築く努力をしています。	3	厚生労働省 育成環境課	学童保育の制度・施策はまだ不十分です。学童保育が子どもの生活や成長に果たす役割の大きさを、国や自治体が認識し、施設や指導員などの整備を行うことが必要のため。	学童保育についても保育所と同じように、公的責任の強化、専門的な職員の配置をはじめとする最低基準の設定、十分な財政措置を図ることによって、子どもたちに安全で安心な毎日の生活を保障し、健全な育成を図る重要な児童福祉施設として整備されることが課題。	現在の国の学童保育制度を抜本的に見直して拡充すること。具体的には、公的責任の強化、専門的な職員の配置をはじめとする最低基準の設定、十分な財政措置を図ることによって、行政と施設、運営主体との十分な連携が図られると思われる。
	学童保育での子どもの生活と育ちを充実する取り組み	学童保育での毎日の生活を通して子どもたちが健全に育つように、一人ひとりの子どもたちを理解し、適切な関わりができるよう、学校(担任教師を中心に)との情報交換や連携を図っています。また、保育園、幼稚園の職員とも必要に応じて相談などを行っています。	3	小学校 保育所 幼稚園など	小学校の担任の先生や校長先生などとの連携は、子どもたちの毎日の生活や指導員の仕事に直接的に大きな影響を与えています。同じ子ども(生徒)に関わる、学校と学童保育が、それぞれの役割や責任を果たしながら連携(情報の共有やともに考え合うことなど)していくことが必要であるため。	学童保育に対する理解が、学校や校長先生、担任教師によって大きな違いがあるので、等しく理解を深めていただくことが必要。また、学校の先生方が忙しく、連携したくてもできないような実態も見受けられるので、学校の先生方の仕事、働き方が改善されることも必要ではないか。	①学校関係者と学童保育関係者の相互の理解と連携が図られる機会を設けること。 ②学校の先生方の多忙化を解消するような手立てを取っていただくことが必要。 ③学童保育とも子ども育成の専門的な施設として情報交換できる体制を構築していくこと。
	学童保育での子どもの生活と育ちを充実する取り組み	学童保育に通う子どもたちの中には家庭的に困難を抱えていたり、保護者への支援が必要な家庭、虐待防止に努力しなければならないケースもあり、児童相談所をはじめ関係機関と連携をしています。	3	児童相談所など	家庭的に困難を抱えていたり、保護者への支援が子が必要な家庭、虐待防止に努力しなければならないケースもあるため。	地域の「要保護児童対策地域協議会」などに学童保育関係者が構成メンバーに入ってもらえていないところも少なくない。学童保育に対する理解があまりなく、連携する施設として位置づけられていない。	地域の「要保護児童対策地域協議会」の構成メンバーに学童保育関係者を入れること、事例検討などでさまざま機関・施設・団体が相互の役割を理解し合い、どのような連携が図ることが可能なのかを探っていくこと。
	地域での子どもの遊びや活動を通して育ちを	児童館内の学童保育の有無にかかわらず、合同で行事を行ったり、交流や情報交換などを行っています。放課後子ども教室事業に、学童保育が参加し、遊びへの援助や交流、ボランティアの方への援助などの連携が行われています。	4	児童館 文部科学省 生涯学習推進課 放課後子ども教室事業 など	働く親を持つ小学生には学童保育が必要であると同時に、すべての子どもたちが地域で安全に安心して遊び、生活できる環境として、子どもの生活や要求に対応した多様な施設や活動、事業などが連携しながら全体の環境を整備していく必要があるから。	それぞれの施設や事業の固有の役割を認識し、それぞれの体制や活動の充実が図られる必要がある。そして、それぞれが地域(小学校区単位)でネットワークをつくり、地域の子どもの育ちの現状や課題などを共有しながら、方向を同じくしながら子どもの育ちを応援できることが必要。	それぞれの施設や事業の拡充が必要。児童館を、地域の子どもの遊びや生活、育ちのネットワークの中心として位置づけて、諸事業との連携を深めることが必要ではないか。そのためにも、児童館の整備、児童館職員の十分な配置などが求められる。
	安全・安心な地域づくり	下校時の生徒の安全対策が求められています。学童保育に通う子どもたちは家庭に帰る時刻が、他の子どもたちと異なり、学童保育からの帰宅時が遅いため、安全な帰宅ができるよう保護者や指導員が気を配っています。	4	警察関係 商店街 自治会 など	子どもたちの下校時の安全対策、学童保育からの帰宅時の安全対策等、地域での安全な遊びや生活のために、地域の方々や警察や行政との情報提供、連携が欠かせないため。	不審者情報などが学校や保育所、学童保育、保護者に頻りに知らされているが、情報的的確さ、対応などについて判断が難しいこともある。また、子どもに多様な生活体験を保障することと、安全対策の両立などについて、関係者の間で方針を共有する機会を設けるなども必要。	小学校区レベルで、地域の安全対策に関わる関係者が連携・情報共有を図るための機会を設けること。警察などの専門機関の援助も必要。

省庁・団体名	施策(取組)の名称	施策(取組)概要	分類	主な連携先	連携の理由	連携に当たっての課題	連携向上策
	子育てする親たちを支える活動(学童保育での保護者と指導員、保護者同士の交流による支え合い)	学童保育では、定期的に父母会を開き、子育ての交流などを行っているところが少なくない。また、連絡帳やおたよりなどを通じて指導員と親との伝え合いもある。子育てや生活についての様々な悩みや苦勞を抱えている親も少なくなく、学童保育・指導員との関係や親同士の支え合える関係づくりを大切にしています。	5	厚生労働省 育成環境課	学童保育と父母会との連携を図ることは、よりよい学童保育づくりと学童保育での生活の充実につながる。保護者同士の交流や支え合いによって、よりよい子育てができ、保護者の育ちにつながるため。働きながら子育てする保護者が支え合えることが必要となっているため。	保護者はややもすると人との交流や関わり合い、学習などを「めんどくさい」「わずらわしい」と感じていたり、毎日の生活や仕事の忙しさなどのなかで精一杯の生活を送っている。そのなかで関係作りができていない現状がある。一方、社会は親に対して子育ての自己責任を追求する風潮が強まっている。子育てはみんなですぐに支え合えなければならないので、困ったら回りに助けてもらえば良いことや、一人で抱えずにみんなと子育てしていくことの面白さや大切さを実感できるような、回りからのまなざしと援助が必要。	住んでいる身近な地域(小学校区)で日常的に保護者同士がつながりあえるような機会をつくっていくことが大切。学童保育施設を使い、指導員も参加する父母会・保護者会などで、お互いが悩みや苦勞を抱えながらも共感しあえたり、関係が深まるような機会と方法を作り出すことが必要。
	子育てする親たちを支える活動(親の自己責任として追いつめるのではなく、あたたかく支え励ます社会づくり)	学童保育では、保護者同士の交流と支え合いを大切にしていますが、地域の方も参加できる「子育て交流会」「子育て講演会」なども企画しているところもあります。	5	文部科学省 社会教育課 その他、子どもに関わる専門団体など	保護者の学習機会、保護者同士の交流の機会が必要となっている。文部科学省や子どもに関わる専門団体は、学習や交流の機会をもち、保護者同士がつながり合うことの意味などを学べる機会が必要となっているため。	学習や交流の機会をたくさん設けることが必要だが、保護者への支援にあたっては、一方的な「親のあるべき姿」で保護者を追いつめるのではなく、お互いが悩みや苦勞を抱えながらも共感しあえたり、関係が深まるような機会と方法が必要。もっと子育てする親たちをあたたく見守り、支える社会の見方に変えていくことが必要。	
全国人権擁護委員連合会	人権教室(啓発活動)	幼稚園、小・中学校において、児童・生徒を対象に、子どものための人権冊子「種をまこう」や人権啓発ビデオ、人権擁護委員が独自に作成した手作り資料(紙芝居、オリジナルプリント等)を用いて、思いやりの大切さなど委員が直接語りかけて、人権について啓発している。	2	法務省人権擁護局 全国連合小学校長会 全日本中学校長会 都道府県教育委員会	「人権教室」は、児童生徒の人権感覚を高めるという趣旨で行っている。学校における人権尊重思想の普及高揚の一環として位置付け、人権擁護委員が教師とは異なる立場で直接子どもたちと話し合うことで、人権啓発の効果が大きいと期待できる。	学校では、教育課程編成上、授業時間にゆとりがなく、外部からの持ち込み行事を受けにくい状況にあると聞いている。また、人権教室を実施できる場合も、事前に十分な打合せと時間がとれない状況にある。	児童・生徒の悩みや問題等に応じて適切な人権教室が実施できるよう、各校の人権尊重教育担当者や人権擁護委員との情報交換の場を設ける。
	子どもの人権110番 子どもの人権SOSミニレター(相談活動)	全国共通フリーダイヤルの専用電話や切手不要の封筒付き便せんを全国の小・中学校の児童・生徒に配布し、いじめや学校・家庭・自分の悩み等、子どもをめぐる人権問題の相談に応じることで、子どもからのSOSをいち早くキャッチし、法務局とも連携の上で、問題の解決に努める。	1	要保護児童対策地域協議会(厚生労働省)	子どもの人権110番及び子どもの人権SOSミニレターによって、児童虐待等の緊急の対応を要する事案を認知した場合には、各地区に設けられた要保護児童対策地域協議会を通じて、関係機関とも情報交換・連絡を密にすることにより、迅速・適切な被害者救済が図れる。	児童虐待等の事案は、その性質上迅速な対応が求められるところ、各機関の異なる権限を的確に把握し、被害者の救済を図る上で、より適切な方法を導き出すために、具体的にどのような連携を図るかが課題である。	要保護児童対策地域協議会に参加している関係機関に対して、人権擁護委員の役割を十分に周知・理解していただくとともに、同協議会における子どもの人権110番及び子どもの人権SOSミニレターによって認知した緊急の対応を要する事案に対する対処方針の明確化を図る。
全国少年警察ボランティア協会	インターネット利用による少年サポート活動	少年警察ボランティアによるネット上のパトロールを通して有害サイト業者への要請活動、児童の安易な書き込みなどへの注意助言及びインターネットによる少年相談活動 ・有害環境の浄化活動 ・ネット上での少年補導 ・メールによる少年相談活動 (http://zensyokyo.ecs.or.jp/soudan/)	1 2	都道府県警察 都道府県少年警察ボランティア(大学生ボランティアを含む) 地域の小・中学校(PTAを含む) 教育委員会 都道府県の青少年課	・活動に指定員されているのが少年警察ボランティアであるため。 ・いわゆる「出会い系サイト規正法」第10条及び第11条に基づく措置が講じられていない出会い系サイトを発見し、必要な措置を告知メールで送信しても応じない場合都道府県警察に通報するため。 ・活動の妨害にあたる行為があった場合に活動指定員の居住地を管轄する都道府県警察へ相談するため。 ・活動指定員による広報啓発活動を行うため(生徒及び教職員・保護者) ・少年相談において専門職の面接相談を必要とする場合。	・少年警察ボランティアを担当する担当者が代わった時、ボランティアの活動が分からぬ場合がある。 ・担当者によっては必ずしもパソコンが用意されているとは限らない。 ・セキュリティ上の問題もあり、警察では容易にネット上に入れない。 ・学校において少年警察ボランティアがネット上をパトロールしているということを知っていない。	・協会と都道府県少協を担当している警察職員との有線連絡を密に行うこと。 ・活動を活発に行っているボランティアに対する情報を適時適切に都道府県警察の担当者に伝えること。 ・都道府県単位で活動指定員を入れて研修を行うこと。 ・学校評議員制度を取り入れている自治体にあつては、活動指定員を招いて現状を語って頂くのもよいと思われる。 ・ホームページを開いている各学校と当協会とリンクを張るのもよいと思われる。
	健全育成ハンドブックの作成・頒布	少年の非行防止・健全育成を目指して小学生及び中学生向けの小冊子「健全育成ハンドブック」を作成し、都道府県警察を通して少年警察ボランティアの非行防止・健全育成に向けた地域での座談会等での活用、学校における非行防止教養等に資料として、また、家庭における親子の対話や団欒の一助に供する資料にも活用できる資料として、毎年作成し全国に頒布している。 ・小学生用30,000部 ・中学生用30,000部 を作成。	2 5	・都道府県警察 ・都道府県少年警察ボランティア(大学生ボランティアを含む) ・地域の小・中学校(PTAを含む) ・教育委員会 ・都道府県の青少年課	・少年警察ボランティアの委嘱主体が都道府県警察及び都道府県公安委員会にあるため。 ・読む対象者が児童、生徒であり、その保護者も関係する。学校の理解が必要であるため。また、教育委員会も理解していなければならぬと思われる。 ・都道府県の青少年課においても把握しておいて広報し、活用していただくのもよい。	・最近では少なくなってきたが、地域で、子どもたちを見守り育む活動をしている少年警察ボランティアを理解していない学校(教師)が見られること。(知名度アップの努力)	・少年警察ボランティアを学校ごとに担当を決めて、学校と連携を図りながら子どもたちを正しい方向に導いて行こうという趣旨のもと、学校担当校制度を立ち上げてきている県が出てきている。 ・子どもたちの登・下校時の見守り活動等にも少年警察ボランティアがかかわっているところ多い。(学校及びPTAにも働き掛けることができる。) ・小・中学校で行われている保護者を対象とした講演会などに、少年警察ボランティアを講師に招いて、子どもたちの現状を語りながら広報していただき連携の輪を広げる。

省庁・団体名	施策(取組)の名称	施策(取組)概要	分類	主な連携先	連携の理由	連携に当たっての課題	連携向上策
	「地域ふれあい事業」・「少年警察ボランティア等の地域カンファレンス」等の実施に伴う助成	<p>【地域ふれあい事業】</p> <p>・少年の非行防止や健全育成のためには、少年に身体的・精神的な“よりどころ”となるような活動の機会や居場所を提供することが効果的と考えられる。このため、それぞれの地域における地場産業等の見学・生産体験、伝統文化・芸能の継承、社会福祉施設の訪問、地域社会の美化、自然環境保護等の活動を通して、少年の地域社会への関心と参加を促して連帯意識を醸成し、地域の人々とのふれあいを深めさせ、あわせて、地域社会の活性化にも資することを目的として実施するもの。(平成6年から継続して実施)</p> <p>【少年警察ボランティア等の地域カンファレンス】</p> <p>・少年サポートセンターの少年補導職員等と少年警察ボランティアの専門知識・技能の向上を図り、相互の連携を深めるために研修の場を設けるために実施している。(平成12年から継続して実施)</p>	2 3 4 5	都道府県警察 都道府県少年警察ボランティア(大学生ボランティアを含む) 地域の小・中学校(P T Aを含む) 高等学校 教育委員会 都道府県の青少年課 保護観察所及び保護司	<p>・少年警察ボランティアの活動に当たり緊密な連携を図る機関が都道府県警察であり、地域の小・中学校及び高等学校のため</p> <p>・活動に参加させる対照が小・中学生及び高校生であるため。</p> <p>・立ち直り支援のための活動として保護観察所及び保護司の協力が必要となる。</p> <p>・研修の機会に学校関係者を招いて、講演・講話をしていただき、子どもを見守り育むため学校との連携を図る。</p>	<p>・地域ふれあい事業に対する児童、生徒の参加は、夏休みや冬休み、また土・日・祝日に限られること。</p> <p>・他省庁のボランティアに対する遠慮の様なものを意識している感じを受ける。例、特別老人ホームや介護施設などへ子どもたちをつれて訪問する場合など。</p>	<p>・少年警察ボランティアは、地域に密着しており、学校との関わりのある方が多いところから協力が得やすくなっている。</p> <p>・少年警察ボランティアの少年補導活動を通じて子育て支援に協力してもらうことである。(全国の少年警察ボランティアの平均年齢は、58歳であり、子育てを終えている人達が約82%を占めている。)</p> <p>・少年警察ボランティアによる少年補導は、街頭補導をはじめ少年相談活動、継続補導、少年の活動機会の提供や居場所づくり、被害少年の支援など幅広く行っており、子どもを見守り育む活動そのものである。地域においては、「地域の子は、地域で守り育てる」という気持ちで子どもに関わるボランティア(保護司、BBS、民生・児童委員等)同士が横で手をつなぐことである。</p>
全国保護司連盟	学校との連携	近年、中学生の保護観察対象者が多数見られることや、早期の犯罪・非行予防の観点から、保護司(組織)では、学校との連携強化に努めている。具体的には、学校関係者との協議会、薬物乱用防止教室、登校下校時の見守り、保護者への働き掛けなどに取り組んでいる。	2 4 5	地方公共団体 文部科学省 教育委員会 中学校	特に中学校においては、依然として問題行動が深刻な状況にあることから、次代を担う中学生の健全な育成を図るため、非行問題に関する豊富な知識、経験を有する保護司と中学校等が連携するもの。	学校側、保護司側双方の理解と信頼関係の促進が必要。特に保護司の役割、立場についての学校側の理解が不足している。また保護観察中の生徒に関しては、身分の秘匿についての共通認識が不可欠。	定期的ないし頻度の高い情報交換会の開催、窓口となる学校担当保護司の指定など地域の実情に応じた積極的対応が必要。
	“社会を明るくする運動”を通じた取組	“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、本運動の一環として、各地で、保護司等による非行相談所の開設が行われている。	1 5	地方公共団体 教育委員会 小中高校	“社会を明るくする運動”の効果的実践を図るためには、地方公共団体や教育機関等地域にねざした機関・団体との連携強化が必要。	“社会を明るくする運動”に対する連携先における一層の理解と協力が必要である。同運動を効果的に進める際、連携先が有する多様な広報機能の活用が望まれる。	本運動は、法務省が主唱する運動なので、中央レベルにおける連携先に対する積極的働きかけが必要である。また、同運動の活動経費の充実が必要である。
チャイルドライン支援センター	子どもの状況分析事業	行政や民間、それぞれの立場でとらえている子どもの現状を情報交換し分析をすすめる。今後の子ども政策に活かせるような形にし、発信していけるような成果物に仕上げる。	2	文部科学省 厚生労働省 法務省 警察庁 内閣府 日本臨床心理士会 児童相談所長会 フリースクール全 国ネットワーク スクールカウンセリ ング推進協議会 教育支援協会 弁護士会 医療関係(保健所、 日本小児科医会等)	広く、子どもの声や現状に向き合っている機関や団体が一同に会することで、包括的に子どもの現状をとらえることができる。起きている問題への対処の視点からだけでなく、子どもに係わる政策を予防の観点から進めていくことが可能になるのではないかと。	官民の協力体制を、どのくらい作れるか。	係わる機関や団体が多岐に渡ることから、定期的な集まりの中で信頼関係の構築も含め取り組む。
	子ども支援のための地域ネットワーク推進事業	子どもを見守り育てるネットワーク推進会議を都道府県単位で作成し、情報の共有を計り、子どもの生活圏で支援していける形をつくる。	1 2 3 4 5	都道府県教育委員会 都道府県の子ども福祉担当部署 県警 児童相談所 弁護士会 校長会 民生委員 主任児童委員 医療関係(保健所、 日本小児科医会等)	子ども支援が関係部署ごとに行なわれているが、官民上げて連携し包括的に行なえる仕組みを作る。	官民の協力体制を、どのくらい作れるか。問題の渦中にいる子どもたちにとって、相談したことがワンストップですむようなネットワークの仕組みに発展させることができないと、今あるものとあまり変わらない。	係わる機関や団体が多岐に渡ることから、定期的な集まりの中で信頼関係の構築も含め取り組む。

省庁・団体名	施策(取組)の名称	施策(取組)概要	分類	主な連携先	連携の理由	連携に当たっての課題	連携向上策
日本臨床心理士会	学校臨床心理士事業の充実	学校臨床心理士（スクールカウンセラー）を常勤化し、子どもと彼らにかかわる大人に対する心理相談・教育相談を安定した体制で実施できるようにする。	1 2 5	文部科学省 各地方自治体の教育委員会 全校連合小学校長会 全日本中学校長会 全国高等学校長協会 全国定時制通信制高等学校長会	スクールカウンセラーによる相談活動の充実	現状では、SCは週1回の非常勤であるため、定期的・継続的な相談や緊急の相談に応じ得る体制になっていない。	常勤職として配置するための法的な規定を設ける。
	適応指導教室における心理的援助の整備	適応指導教室には心理的援助を必要とする中学生が多く通室している。彼らの心的課題について適切な理解にもとづく指導を推進するために臨床心理士を配置する。	3	全国適応指導教室連絡協議会	協議会として、各適応指導教室における指導内容充実に向けての活動を期待したい。	一部の適応指導教室にのみ臨床心理士が配置されている。	1箇所に1人の臨床心理士を配置することが望まれる。
	新任学校臨床心理士（スクールカウンセラー）研修制度の設置	新任学校臨床心理士（SC）に対して、学校組織や関連法規等を含めた基礎研修を実施する制度を設ける。	1	文部科学省 各地方自治体の教育委員会	教育委員会等との協力体制をさらに充実させる。	現状では、各地の臨床心理士会等が新任研修を実施しているが、予算的な基盤もないため、不十分であり、地域によってはなされていないところもある。	研修の実施機関・内容・期間等についての制度化が必要である。
	臨床心理士の資質・技能の向上のための研修・研究活動の一層の充実。	子どもをめぐる多様で複雑な今日的課題に対して、教育（学校・教育センター等）、福祉（児相・児童養護施設・情緒短期治療施設等）、医療（病院・保健所等）、司法（鑑別所・家裁・警察等）、その他臨床心理士養成大学院附属心理相談室や民間心理相談所等をはじめとする公私の相談機関において、子と親たちの心理及び教育相談・心理療法・遊戯療法・子育て支援等を行っている臨床心理士の資質・技能のさらなる向上のために、研修や研究活動を一層充実させる。	1 2 3 4 5	すべての団体	臨床心理士はさまざまな場で心理相談等を行っているため、諸団体との連携を深めることによって、親子への援助に寄与したい。	長期の援助を必要とする困難な課題を抱えた親子が増えているので、臨床心理士の常勤職の増加が課題である。	スクールカウンセラーのみならず教育センターはじめ全国各地の機関等にいる臨床心理士にできるだけ早く繋いで頂き、親子が抱える難しい問題を受け止める場を提供したい。
スクールカウンセリング推進協議会	子育ての元気が出る「保護者グループミーティング」の推進 一集団による学習と人間関係づくり	幼小中高校に子を通わせる保護者に集まってもらい、子育てに関する学習と保護者同士の交流を深める場を設ける。例えば2時間の学習会を年5回など。構成的グループエンカウンターを活用してふれあいを促し、受容感や自尊感情を高める。	5 3	当該PTA 自治体主催の「子育て事業」等 教育委員会 全国連合小学校長会 全日本中学校長会 全国高等学校長協会	会報や広報で呼びかける等、ミーティングを開催するために協力していただくために。PTAにイニシアチブを発揮して計画・運営をしていただく効果が高まるから。講師役を校外に求める協力を校長会にいただくため。	当該校・当該地域の保護者の困り事や実態を十分に受け止める力と、活動を組織化するコーディネーションの力が要求される。さらに保護者が参加しやすいミーティングを工夫にする必要がある。	当該校で実施の中核となるガイダンスカウンセラーの育成と配置の方策を立てる。保護者ミーティングを学校行事に位置づける。当該校の生涯学習講座として地域で展開する形もある。PTA・校長会のリーダーに本案を事前に体験学習してもらう。
	保護者と教師の「子育て作戦会議」の設置 一問題解決をめざす個別面談	保護者が子どものことで抱えている問題を整理し、問題解決のための作戦について保護者と教師が協力して話し合う。保護者が安定することで子どもの居場所づくりに貢献する。	5	全国連合小学校長会 全日本中学校長会 全国高等学校長協会 チャイルドライン支援センター 全国適応指導教室連絡協議会	保護者の訴えに対する対応（コンサルテーション）の基礎的な考え方を校内で共通理解を図るとともに周知徹底しておく必要がある。	校内における組織化、システム化を推進するための校内研修を実施する等、管理職のリーダーシップが重要である。	教師の問題解決にむけた面談能力を高めるための「スーパービジョン」や「研修会」の開催等をプロモートするガイダンスカウンセラーの配置。
	「人間関係を楽しく学べる心理学の授業」の実施（中学校・高校） 人間関係を学ぶ「にこにこタイム」（幼稚園・小学校）	幼小中高校の子ども対象に、友人関係や自己理解、キャリアや学業の悩みなどに関する授業を行う。自己理解や人間関係に関する知識を楽しく学んだり、構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを活用した実習の時間からなる。成果を学校生活に反映させ、学級や学校で居場所をできやすくする	3	①「心理学の授業」を行う学校と大学 ②少年警察ボランティア協会 チャイルドライン支援センター 日本弁護士連合会 ③全国小中高校長会	①テキストやカリキュラムを開発したり、子どもの発達の状況や学級の様子に応じて授業を進めるために、心理学やカウンセリングの専門性をもつ大学教員と授業担当教員の連携が欠かせない。 ②非行予防、自殺予防、いじめ予防に役立つ話をしてもらう。 ③教育課程には校長の学校経営理念と判断が欠かせない。	年間プログラムを作ったり講師を折衝するコーディネーター（ガイダンスセラー）と、授業を担当できる教員が必要。担当教員には、子どもの学習面、人格・社会面、進路面、健康面の発達についての知識および集団を育てる力が必要。授業を行う教科書の開発が課題。	授業を担当できるガイダンスカウンセラーなどの資格をもつ教員の配置。テキスト開発に関する研究促進（筑波大学石隈研究室と茨城県立鹿島灘高校と共同で「高校生のための心理学ノート」石隈・鴨志田共著を開発）。校長会、教育委員会への理解促進。

省庁・団体名	施策(取組)の名称	施策(取組)概要	分類	主な連携先	連携の理由	連携に当たっての課題	連携向上策
	キャンパスエイドの配置	大学(院)生が、小中高校、特別支援学校等で子どもの学校生活の支援を行う。相談室やフリースペースなどで生徒の話し相手になり、また学習活動や課外活動の補助を行う。雑談は心の絆づくりに有効なので、学校が子どもの居場所になることを促進し、学生が教師・カウンセラー・保護者など子どもの支援者として育つ。	2 3	キャンパスエイドを送る大学 文部科学省 高等教育局 チャイルドライン支援センター 日本PTA全国協議会 全国高等学校PTA連合 児童健全育成推進財団	キャンパスエイド(大学生・大学院生)として派遣する者の選抜、派遣する学生に対する(配置校と大学共同での)スーパービジョン、派遣のための環境調整を必要とするから。大学の地域貢献策として文科省と各大学がボランティアを派遣する風潮をつくる。	キャンパスエイドには子どものサポーターとなるための最小限の力量や態度(例:話し相手になる、一緒に活動できる)の形成が必要。またキャンパスエイドの活動のコーディネーションを行う教員が必要。	大学生を対象として、カウンセリングの基本技能などサポートに関する研修の実施、および子どもへの支援のコーディネーション、効果検証を行うことのできる、「ガイダンスカウンセラー」などの資格をもつ教員の配置。
	特別支援学校に「子どもの支援ネットワーク推進センター」の機能をもたせる	特別支援学校は、小中高等学校等における特別支援教育の地域のセンターとして機能している。この施策を拡大して、支援の対象を「障害のあるなしに関わらず、発達の課題で、悩みや困りごとをもつ子ども」とし、支援活動の内容を「地域の支援ネットワークの推進」とする。	1 2	特別支援学校 小中高等学校 地域の子どもの支援する官・民の機関や人材	特別支援学校が「子どもの支援ネットワーク推進センター」として機能を果たすためには、ネットワークを形成する教育機関、医療機関、福祉機関等との連携が欠かせない。	子どもの支援ネットワーク推進センターに、子どもの育ちに関するコーディネーションを行える人材が必要。またネットワークに参加する機関や人材が、子どもを育てる「当事者」として意識と技能をもることが課題となる。	子どもの支援ネットワーク推進センターには、「ガイダンスカウンセラー」など、子どもを見守り育てるために、地域のネットワークを活用し調整する能力のある者を配置する。神奈川県では、特別支援学校に自立活動教諭(専門職)として「心理職」の採用を始めている。ここで心理職とは「学習面、心理・社会面、進路面、健康面における発達上の課題を援助する専門家」としており、ガイダンスカウンセラーが求められている。
	巡回カウンセラー派遣事業	ガイダンスカウンセラーを希望する学校に派遣し、学校の現場に密着した対応を目指す。できるだけ一人のカウンセラーが一週間に数日学校に張り付き、一日の流れの中で不登校、いじめ、特別支援関連、異常行動、医療連携などに対応していく	1 3	文部科学省 児童生徒課 県および市町村教育委員会 全国連合小学校長会 全日本中学校長会 全国高等学校長協会	学校現場の様子や状況、教育機能を踏まえたうえで、学校内外で組織的に連携をしながら、実態やニーズに応じることのできるカウンセラーを派遣していくことが必要	ガイダンスカウンセラーの役割、学校現場での動き方、これまでのスクールカウンセラーとの役割の違いを認識していただくこと	地域にガイダンスカウンセラーの派遣センターを設置し、コーディネーターが各学校との連絡や橋渡しをする。長野県では子どもサポートセンターが派遣センターとして機能し、行政機関がコーディネーターを配置している。いっぽう臨床心理士以外をスクールカウンセラーに採用していない東京都等複数の自治体に、H21年3月の文部科学省通達どおりに「臨床心理士に準ずる者」としてガイダンスカウンセラー等を受け入れるような働きかけが必要。
日本PTA全国協議会	学校、家庭、地域社会における「PTA実践事例集」の刊行	子どもたちの健やかな成長に向けて、学校・家庭・地域社会の教育機能の要としてのPTAが、具体的にどのようなPTA活動を推進しているのか、その事例を「PTA実践事例集」として刊行し、PTA及び関係団体等の参考に供する。	2 4	—	—	—	—
	教育に関する保護者の意識調査	都道府県・政令市のPTAの協力の下、小学5年生・中学2年生の保護者それぞれ2,400人を抽出し、「教育に関する保護者の意識調査」を実施。その結果を公表し、学校教育・社会教育の充実・発展の活用供する。	2	—	—	—	—
	子どもとメディアに関する意識調査	都道府県・政令市のPTAの協力の下、小学5年生・中学2年生の児童生徒及び保護者それぞれ2,400人を抽出し、テレビ・ゲーム・携帯電話・有害図書等の「子どもとメディアに関する意識調査」を実施。その結果を公表し、学校教育・社会教育の充実・発展の活用供する。	2	—	—	—	—
全国高等学校PTA連合会	子どものメンタルヘルス向上支援事業	全国の高校生(約6,000人)及びその保護者対象にアンケート調査を行い、その分析結果を発表する。それに基づくシンポジウム等を行い、報告書にまとめ、全国の高等学校に配付周知する。	2 5	文部科学省 社会教育課	「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」事業に参画するから	平成22年度から3カ年にわたって計画している。	プレス発表をしたり、児童生徒課の支援を得たり、幅広く社会に提案して生きたい。

省庁・団体名	施策(取組)の名称	施策(取組)概要	分類	主な連携先	連携の理由	連携に当たっての課題	連携向上策
フリースクール全国ネットワーク	団体間での情報の共有事業	ネットワーク推進会議参加団体間で情報を発信し合い、催し物などの情報をインターネットを含めて共有していく。	1 2	文科省 厚労省 全国連合小学校校長会 全国中学校長会 全国適応指導教室連絡協議会 全国児童相談所長会 チャイルドライン支援センター 日本臨床心理士会 スクールカウンセリング推進協議会 日本PTA全国協議会 全国高等学校PTA連合会 日本フリースクール協会 教育支援協会 日本青年会議所	「社会全体で子どもを育てる」には関係団体での情報の共有が必要。	今まで互いの活動内容を熟知していないように思われる。 メールによる発信のあり方。	より積極的な情報交換や交流が必要。
	研修交流事業	子どもを理解するための研修の機会を設け、相互に講師等の派遣をする。	1 2 3	全国連合小学校長会 全日本中学校長会 全国高等学校長協会 全国定時制通信制高等学校長会 全国適応指導教室連絡協議会 全国児童相談所長会 チャイルドライン支援センター 日本臨床心理士会 スクールカウンセリング推進協議会 日本PTA全国協議会 全国高等学校PTA連合会	互いの立場について理解を深める機会が少なかった。 当事者の子どもやフリースクールのスタッフの話を聞いていただく機会が少なかった。	—	互いの職務の範囲内で協力できることを模索し、感想などを時々紹介する。
	親の会の情報活用事業	「親の会」の存在を広く発信していく。	5	文科省 厚労省 全国連合小学校校長会 全国中学校長会 全国適応指導教室連絡協議会 全国児童相談所長会 チャイルドライン支援センター 日本臨床心理士会 スクールカウンセリング推進協議会 日本PTA全国協議会 全国高等学校PTA連合会 日本フリースクール協会 教育支援協会 日本青年会議所	親や子どもが孤立せず、仲間と出会えるように情報を発信する。	民間からの情報を活用するには、柔軟さが必要。	互いの立場を超えて、信頼し合う関係の構築を考えていく。
日本フリースクール協会	親子相談会	①不登校生とその保護者に対して進路情報の提供と心の不安に対するカウンセリングをする。 ②不登校・引きこもりの支援をセミナーを開催する。	1 5	NPO法人フリースクール全国ネットワーク 日本オルタナティブスクール協会	①情報の共有化 ②フリースクールの社会的認知の向上 ③パウチャー制度の推進	各団体の活動を集計的に提言することが難しい	各団体を尊重しながら、それぞれの立場を超えて、信頼、協力し合う関係を構築していく。

省庁・団体名	施策(取組)の名称	施策(取組)概要	分類	主な連携先	連携の理由	連携に当たっての課題	連携向上策
教育支援協会	自然体験活動	近年パソコンやテレビ・携帯なので情報や知識を簡単に手に入れることができます。しかしながら情報・知識ばかりの氾濫の中で、自ら体験する機会が減少しています。大自然の中に身を置き、新しく出会う仲間たちと共に暮らす中で、仲間と過ごすことの楽しさや実体験のなかから学びを得ることを目的としています。	2 4	中央青少年団体連絡協議会	日本の子どもたちの体験活動を広く押し進めるとともに、青少年の国際交流を図り日本の文化・自然・風土さらに異文化を理解し、自尊感情の育成を図るために連携を希望する。	それぞれの団体の理念を尊重する中、共有できる接点の中で体験活動を実施することが両者にメリットがあり、地域の産業文化に寄与できるかが課題。	体験活動・国際交流活動という具体的課題を担当者ベースで企画運営を進めていくことのできる実行委員会の設置
	放課後子どもクラブでのソフト開発	学校施設内に設置されている放課後子どもクラブ（横浜市では放課後キッズクラブ）における豊かな学びの提供、異学年間の交流の促進を図る。	2 3 4	児童健全育成推進財団	放課後児童の育成指導・異年齢の子どもたちの中で自主的な学びを創造するプログラムの開発は両者にとって有益と考える。	居場所の機能から、教育的機能（自らが学ぶ学習）の充実という面での認識の一致を見ることができるとどうか。	児童館の持つ学習機能に特化した、プログラム開発のチーム作りができると良い。
中央青少年団体連絡協議会	未定	本協議会は、全国組織を有する青少年団体（23団体）で構成されているので、その会員団体に「子どもを見守り育てるネットワーク活動の取組」を周知する。また、会員団体のネットワークを通じ地域へ周知する。	2 3 4	文部科学省 スポーツ・青少年局 青少年課	「青少年団体活動は、学校・家庭・地域を結ぶ」をスローガンとし、学校教育を所管する文部科学省、特にスポーツ・青少年局青少年課との連携が必要である。	特に無し	本協議会及び会員団体のホームページ上でリンクしあい情報を共有する。
児童健全育成推進財団	児童館の周知・設置促進事業	当財団広報誌・発行書籍、マスコミや他団体等に協力をいただきながら、児童館の活動内容と有用性を多くの方に知っていただき、児童・地域の方の利用を促す。また、併せて未設置自治体への設置促進を図る。	3 4	各地方自治体 地元小中学校 ならびにPTA 児童系NPOや各種団体	当財団が広報を行うだけでは児童館の利用率は伸びない。各児童館が、所在する地域の地方自治体や諸団体と連携し、地域の資源として児童館を活用する仕組みを構築することが必要である。	児童館設置自治体によって、学校や諸団体との連携状況に大幅な差がある。	児童館職員の意識と技術の向上を図り、地域のコミュニティ施設として機能するために、研修会等の機会を設ける。積極的に児童館の意義を伝える。
	児童館職員研修事業	児童館が各地域で健全育成・子育て環境づくりの中心施設として機能するためには、児童館職員の資質向上が必須条件となる。豊かな人間性を基盤とした専門的知識と技術を修得する研修を実施し、専門性を高める。	3 4 5	厚生労働省 育成環境課 地方自治体 等	当財団では、研修会を体系づけて実施しており、厚労省と緊密に連絡をとりながら実施しているところである。また、当該研修は受講者を自治体の推薦により決めており、積極的な参加を促したい。	各地方自治体において児童館の一層の活用と、それに関わる職員の資質向上の必要性を認識していただく必要がある。	3・4・5を具現化するために、児童館が活用できること、そこに専門性をもった職員がいることの重要性を国からもお知らせいただく。
インターネット協会	インターネットホットライン連絡協議会	2000年、インターネットに関するいろいろな相談・通報窓口の実務担当者相互の情報共有や連携を目的に設立。ネット利用者がどの窓口で相談や通報をしたらよいのか分かる「インターネット関連の相談・通報ポータルページ」を運営。 http://www.iajapan.org/hotline/	1	警察 消費者センター 著作権団体 NPO法人など	相談を受付けるインターネット各企業や行政の窓口を持ち込まれる内容には、それを評価して然るべき対応をすることが困難なものも多く含まれている。インターネット利用者からの受付窓口間の「たらいまわし」状況を少しでも改善するため、関係者間のネットワーク作りをすすめる。	・新しい種類のネットトラブルへの対応。 ・相談受付窓口の担当者の短期間交替による引継ぎの困難。 ・自主事業でまかなっているため、運営事務局の人手不足。	参加団体へ毎月メルマガを配信しているが、双方向での情報ではないため、例えばメーリングリストで双方向での情報共有をはかる等検討。
	インターネットの安心・安全利用のための啓発セミナーと「インターネット利用アドバイザー」の活用	違法／有害情報の氾濫やネット犯罪が絶えない状況の中、特に子どもが巻き込まれる例が頻発しており、学校関係からの依頼に啓発セミナーを実施。当協会の「インターネット利用アドバイザー」などが積極的に対応。 http://www.iajapan.org/rm-advisor/	5	学校 PTA 地域ボランティア団体 生涯学習団体 インターネット利用アドバイザー	専門家がネット初心者に対して、必要な知識や防備策、心構えを享受。	・学校やPTA向け、状況は千差万別であり、毎回同じ話ができない。 ・基本知識、楽しい話、怖い話、どこに重点をおくのかの把握が困難。 ・地域によって講師不足のため、講師の確保に苦勞。	講演資料の充実、講演前や講演後の個別フォローの強化。（実際には、講演自体よりも講演外で関係者とお話することこそが個別対策となるので大切と考える。）
	インターネットにおけるルール&マナー検定	2003年より、インターネットの利用技術、利用マナー、危険回避等に関する知識を、子供から大人までの全ての人を対象として、家庭、学校、企業などの場所で普及させるため、「ルール&マナー検定」をネット上で無料で実施。 http://rm.iajapan.org/	2	—	—	・教育機関や家庭にもっと普及させていきたい。 ・自主事業でまかなっているため、無料実施に限度がある。	検定問題の充実、および必要性のアピールの強化。
	フィルタリングの普及啓発	1995年よりフィルタリング開発をすすめ、元祖的活動を行っている。ポータルページにてわかやすい解説や、フィルタリングの市販ソフトなどを紹介。 http://www.iajapan.org/filtering/	2	経済産業省情報経済課 フィルタリングメーカー パソコンメーカー ゲーム会社 プロバイダー 携帯電話事業者等	パソコン、携帯電話、PHS、テレビ、ゲームに、インターネット接続可能であるため、フィルタリング普及のためには、業界との連携が必要	ネット上には、大人が見ても目を覆いたくなる画像やイヤな書き込みがある。しかし実際には触れてみないと実感がわかないため、保護者はフィルタリング利用にまで踏み切れない。	・フィルタリング機能の充実、簡便性の強化。 ・ネット事業者の社会的貢献としてキャンペーンの継続 ・省庁の会合や都道府県条例の検討会への積極的な参加

省庁・団体名	施策(取組)の名称	施策(取組)概要	分類	主な連携先	連携の理由	連携に当たっての課題	連携向上策
日本弁護士連合会	子どもの人権救済窓口・人権救済活動	弁護士会毎に(すべての弁護士会ではない)、子どもの問題専門の無料相談窓口(電話・面接の別は、弁護士会による)を設けており、弁護士による子どもの権利擁護活動を推進している。相談の内容によっては、弁護士会において、調査等を行い、関係先に対して、警告・勧告・要望を発し人権救済を図る。	1 5	子どものためのシェルターや自立援助ホームを運営している社会福祉法人やNPO法人、児童相談所、学校、教育委員会	相談の中には、虐待親の元から逃げてきて今夜の居場所がないというものなどがあるため、居場所のない子どもを弁護士が支援して居場所を確保する必要がある。問題解決のためには、児童相談所、学校等の協力が重要なことも多いため。	全国にシェルターや自立援助ホームがあるわけではなく、また、あってもキャパシティが需要に追いついていないので、相談者のニーズに応えきれない。学校や教育委員会との連携は、必ずしも組織的・継続的に行われているわけではなく、個別の対応に留まっていることが多い。	どのような組織・団体が、どのような子ども支援活動をしているかがわかるリストが作成されるとよい。
	当番付添人制度(全件付添人制度、少年当番弁護士制度)	全国のすべての弁護士会において設けている制度であり、少年事件を起こして少年鑑別所に収容された少年に対して、少年や保護者から希望があれば、鑑別所に弁護士を派遣し、その弁護士が付添人として審判終了まで活動するもの。	1 2	あらゆる社会資源	利用できるあらゆる社会資源と連携して、少年の更生へ向けた支援をする必要があるため。	社会資源の発掘は、個別の弁護士付添人の努力によるところが大きく、組織的・継続的な連携ができていないわけではない。	非行からの立ち直り支援をしている団体のリストが作成されるとよい。
	その他(シェルター運営、スクールローヤー制度の試行)	ア 弁護士有志が社会福祉法人やNPO法人を作ってシェルターや自立援助ホームを開設・運営し、虐待を受けて逃げた子どもや非行化して家に帰ることができない少年たちを受け入れ、更生を支援している。 イ 学校の顧問弁護士ではなく、中立的な立場で、子どもや保護者、教職員からの相談に乗り、子どもの権利擁護の観点からアドバイス、調整活動を行う存在としてのスクールローヤー制度の導入を目指し、試行を続けている。	3	アについては 弁護士会 児童相談所 厚労省 家庭裁判所 保護観察所 精神科医 カウンセラー	—	イについて 弁護士会の活動に関しては、教育分野(教育委員会、文科省)との連携が弱いことが課題である。スクールローヤー制度を望む声が個別の教師・学校からは上がっても、文科省・教育委員会を巻き込んだ議論にはなっていない。	文科省や教育委員会に、弁護士会の取り組み内容や、学校問題についての解決の実績などを知ってもらう必要がある。例えば、東京都においては学校問題解決センターや子どもの権利擁護事業へ弁護士会からの推薦で弁護士を派遣しているが、そのような都道府県ごとの施策の実績等を踏まえて、全国的な施策への発展とその施策への弁護士の関与を検討する必要がある。
	法教育のさらなる発展	現在、当会及び多くの単位会において、法教育に関する委員会やセンターがあり、主として学校等において法に関連する教育を自ら行い、また、学校をサポートしている。現在は、ルール作り、裁判員制度の紹介、模擬裁判等が法教育の中心となっているが、子どもに対する重大な人権侵害の一つであるいじめなどについて弁護士による授業形式の法教育を充実させようとの動きもある。	3	全国小学校校長会、 全日本中学校校長会、 全国高等学校長協会、 全国定時制通信制高等学校長会	—	法教育に関しては、教育分野、特に個別の学校からのオファーを待つ弁護士が出ていくという形態をとっていることが多く、学校と弁護士のマッチングを円滑に行われるかが課題である。そのような活動を弁護士が行っていることすら知られていないことも多く、各学校との連携をより深めていく必要がある。	各学校に、法教育に関する弁護士会の取り組み内容をより深く認知してもらう必要がある。個別の学校を訪問して活動内容を紹介していたのでは十分な法教育の機会は確保されないため、校長会を通じて広く各学校に周知してもらう方法を模索すべきである。
日本更生保護女性連盟	地域子育て活動	更生保護女性会では、女性の視点を生かし、登下校時の声掛けや見守り、学校・保護者との懇談会等のほか、家庭教育や非行問題などについて地域住民と考える「ミニ集会」の実施、子育て中の親を対象とした子育て相談、親子ふれ合い行事等の「子育て支援活動」などに取り組んでいる。	2 5	教育委員会 学校 地方自治体 保護司会 自治会等 地域の関係機関団体	学校や教育委員会との意思疎通がスムーズに行われてはじめて、会員が子どもや保護者を対象に活動を行うことができる。また、活動の効果を高めるには、地域の関係機関団体との協働が欠かせない。	学校の教職員は多忙な事もあり、活動への協力が得られにくい。また、地域差はあるが、地方自治体の理解協力を得ることが困難な場合が多い。	様々な団体が同じ目標をもって活動する場合、有機的に連携していくことが効果を高めるのではないかと考える。基本的な連携は文部科学省等の主導で行い、それぞれの団体の情報交換を密にすれば、連携がスムーズにいくのではないかと考える。
日本BBS連盟	ともだち活動	保護観察所や家庭裁判所、児童相談所等から依頼を受けて、非行少年や社会不適応少年の自立を支援する活動。	1 3 4	保護観察所 家庭裁判所 児童相談所 地方公共団体 教育委員会ほか	ともだち活動は、左記の関係機関からの依頼を受け、その機関の指導監督の下に行う活動である。	ともだち活動を依頼されたBBS会員が、その役割を、正しく認識出来るように常に研鑽活動を行う必要がある。また「ともだち活動」の需要があるにもかかわらず、BBS会の存在が十分周知・理解されていないために活用されていない面もあり、広報の充実が必要である。	中央レベルでの連携と、地域レベルでの連携が補完し合う関係になることが必要である。
	非行防止活動(非行のない社会環境作り)	非行のない社会環境づくりを目的として、広く青少年を対象に、スポーツ大会やワークショップ等のグループ活動などを行っている。	3 4	地方公共団体 教育委員会 社会福祉施設ほか	非行のない社会環境づくりは、青少年に関係する機関・団体の協力が前提であり、これらがあってはじめて実を結ぶ活動である。	上記同様、BBS会の存在が十分周知・理解されていないため面があるため、広報の充実が必要である。	同上

省庁・団体名	施策(取組)の名称	施策(取組)概要	分類	主な連携先	連携の理由	連携に当たっての課題	連携向上策
日本青年会議所	ほんものの地域教育の体制に関する事業	学校・家庭・地域が一体となって子どもの教育を行う役割があることを認識し、この意識を広げる。そのために、地域の子どもを見守り育てる協体制を構築し、証として「地域子ども見守りステッカー」の貼り付けを町の随所に行う。また、地域の企業に職業体験オリエンテーリングを開催する。	2 3 4	開催学区区政協力委員会 開催小学校PTA 開催小学校子ども会 開催小学校 開催小学校トワイライトスクール	学校・家庭・地域が一体となって子どもの教育を行うために、これらの連携先と協体制を築く必要がある。地域が子どもを見守る意識、子どもの居場所作り、地域の人とのふれあいの機会を作る事が可能となる。	2回(2年間)にわたって開催をした。試み自体はたいへん有意義な物であり、非常に好評であった。しかし、開催が一小学校区であったため、連携の広がりという側面から考えると、継続的な連携構築にはならなかった。	各地の青年会議所のこのような活動・取り組みを発信し全国各地でのさらなる展開を推進する。また、今年度開催の各種教育団体に参集頂く会議において、各地の青年会議所の教育に関する活動を各種団体にお伝えし連携構築に役立てたい。
全国商店街振興組合連合会	子育て村【長野県佐久市・岩村田商店街(振)】	平成18年「安心して子育てができる街」をコンセプトとして、空き店舗を活用し商店街として全国初の「子育て村」を開村。協賛店から会員へ各種サービス・特典を提供するほか、商店街のプロの技を活かした体験講座型イベントを開催するなど子育て世代への支援を行った。	2 4	—	—	—	—
	岩村田寺小屋塾【長野県佐久市・岩村田商店街(振)】	平成21年、地元学習塾に運営を委託し、「自主学習ができる子どもを育てる」をコンセプトに小学生を対象とした学習塾を開校。	5	地元学習塾	—	—	—
	ばおばおの家【京都市・伏見大手筋商店街(振)】	空き店舗の1階を賃借し、地域子育てステーションとして開設。0～4才までの子供とお母さんを対象にコミュニティの構築を目指した。	2 5	子育て支援ネットあい・あい	—	—	—
	商店街イベントの一般例	子供向けの催しとして、移動動物園、遊園地、工作教室、お絵かき等の募集展示が実施されている。	2 4	専門業者 地域団体 町内会 学校 警察 消防	商店街のイベントというより、地域のイベントという考え	商店街役員の場合、店の経営、商店街の業務プラス催事の開催まで努めるケースが多く、特定の者に負担がかかってしまう。連携を繋ぐ「世話人」がいる方が望ましい。	開催経費、世話役の負担が分散されるようなシステムがあれば。
日本労働組合総連合会	ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み	長時間労働の恒常化を見直し、安心して子どもを生き育てられる社会的基盤をつくとともに、地域で助け合い、支えあう体制を整えるため、企業や地域・自治体への働きかけを行っている。	2 3 4	各構成組織・地方連合会	地域ごとの状況や、業種による労働形態の違い等があるため、取り組みの詳細な内容については各構成組織や地方連合会が主導となって策定している。	—	—
	政策反映に向けた取り組み	連合が策定している「政策・制度 要求と提言」の中で、保護者による学校や地域活動への参加促進、いじめの根絶に向けた施策の実施について継続して言及してきた。これを基に、文部科学省等に対し、政策反映に向けた取り組みを行っている。	1 2 4	地方連合会	各都道府県の自治体や教育委員会等に対しても、意見反映に向けた取り組みを行っている。	—	—
	親と子と教職員の教育相談室	日教組、教育総研、(財)日本教育会館が共同で設立。子育てや教育、学校・家庭の問題に関する相談を電話、メール、面談等で受け付けている。相談件数は直近の半年間で460件。	1 5	県教組等の設置による全国の教育相談室	年1回、11月に実施している全国研究集会等を通じ、意識の共有や教育相談におけるスキルアップに向けた連携を行っている。	—	—
	タクシーによる子ども見守り運動	地域の安全に向けた活動にタクシー会社が参加し、運転者による見回り等、子どもを守る取り組みが、全国で多数展開されている。	2 3	当該地域のタクシー会社	取り組み主体は地域や企業であり、組合はあくまで企業の取り組みの一環として参加している。	—	—
	生保産業の組合による子どもの命・安全を守る取り組み	生保労連の加盟組合を主体とした、営業活動時の防犯パトロールの実施や、地域安全を呼びかけるツールの作成を行っている。	2 3	当該組合を擁する生命保険会社	生保産業と営業職員の社会的理解の拡大に向けた取り組みという観点から、労使のタイアップによる円滑な実施が可能である。	—	—
	情報リテラシー教育	情報化の進展に伴い発生しているネット犯罪やいじめ等の問題を回避できるよう、情報の取捨選択や適切な利用、緊急時の対応方法や相談先などに関する教育を実施している。	1 2	情報通信関連の各企業	取り組み主体は企業であり、組合はあくまで企業の取り組みの一環として参加している。	—	—
日本医師会	学校保健委員会	・児童生徒のメンタルヘルス対策、アレルギー対策、 ・感染症対策等、児童生徒の健康保持増進対策の検討 ・学校保健分野の調査の実施と基礎資料の作成 ・報告書の作成とホームページ上での公表	2	・都道府県医師会 ・文部科学省スポーツ・青少年局 学校健康教育課	学校保健安全法に基づく学校医をはじめとする医師が、児童生徒の今日的な健康に関する諸問題に対し適切に対応できることを目的とした調査研究を実施する事業であることから。	—	—

省庁・団体名	施策(取組)の名称	施策(取組)概要	分類	主な連携先	連携の理由	連携に当たっての課題	連携向上策
	全国学校保健・学校医大会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における児童生徒のこころの問題の含めた健康の保持と増進を目的に以下の内容の学術集会の企画 ・運営 ①学校保健分野の診療科毎の学術集会 ②学校保健分野のシンポジウム ③学校保健従事者の表彰 (学校医・養護教諭・学校関係栄養士) ・例年700名弱の参加者 	2	・都道府県医師会	児童生徒の健康保持増進に関わる医師・学校保健従事者を対象に、学術知識や意見交換の場の提供を目的とした学術集会を実施する事業であることから。	—	—
日本歯科医師会	児童虐待防止対策協議会への参画	関係する省庁及び関係団体等により情報と意見交換を行い、連携強化を図ることで児童虐待に関する総合的な取組を行っており、平成19年度より本会も参画している。	2	省庁 関係団体	—	今後、積極的に取組を行っていきたい。	—
	都道府県歯科医師会での取組	各都道府県において、リーフレットやポスターの作成、地域における児童虐待防止に関する取組を行っている。	2 3	都道府県歯科医師会	—	今後、全国で統一した活動を行うべく、連携をとっていきたい。	—
日本学校歯科医会	歯・口のハイリスクフローチャートの配布	口腔状態から虐待の早期発見・防止に役立つ学校歯科医のためのフローチャートを作成、会員である学校歯科医に配布するとともに、ホームページにおいてダウンロード	2	都道府県歯科医師会・学校歯科医会 学校歯科保健関連団体	—	各団体間の連携、学校歯科保健関連団体のネットワーク	—